

## 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

三協 太郎 様

法 務 大 臣 上 川 陽 子



平成30年5月9日付け受付第2441号で開示請求のあった保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

### 記

- 1 開示する保有個人情報（**全部開示** ・ 部分開示 ）  
開示請求者に係る日本人出帰国記録マスタファイル  
（2018年05月10日から2018年05月28日まで）

- 2 不開示とした部分とその理由  
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的  
出入国管理行政の施策策定及び日本人の出帰国事実の把握のため利用する。
- 4 開示の実施の方法等  
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第15条第2項第1号に掲げる場合に該当する。  
〈実施の方法〉 写しの送付

\* 担当課等 法務省入国管理局出入国管理情報官付出入国情報開示係  
〒 100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
電話 03-3450-6311